

平成25年度 自治会長等会議記録（要旨）

日時：平成25年5月17日（金）

午後7時～9時

場所：市役所会議棟第6～8会議室

出席団体

自治会：75自治会中47自治会（欠席28）

集会所運営委員会：3団体中1団体（欠席2）

マンション管理組合：37管理組合中3管理組合（欠席34）

市側出席者

東大和市長、東大和市副市長、子ども生活部長、市民生活課長、福祉推進課3名
社会教育課2名、高齢介護課1名、健康課1名、ごみ対策課1名、防災安全課2名、
北多摩西部消防署1名、東大和警察署1名、日本赤十字社1名、事務局2名

次第

1 市長あいさつ

2 副市長紹介

事務局紹介

3 報告

（1）「東大和市の自治会活性化への取組み」前年度の自治会の取組み

- ・東京都事業「地域の底力再生事業助成」制度の助成金活用
「初期消火訓練で地域の防災力の向上を図る事業」

南街二丁目協和三自治会 会長： おおかわら いさお 大河原 薫 氏

（2）【市民生活課】

- ・「東大和市自治会活性化への取組み」前年度の市の取組み

4 連絡事項

（1）【市民生活課】

- ・平成25年度「地域の底力再生事業助成」について
- ・平成25年度自治会補助金交付申請及び平成24年度自治会補助金実績報告について
- ・自治会長等 登録・変更届について
- ・マンション管理組合へのお願い

ほか

（2）【福祉推進課・日本赤十字社】

- ・日赤募金についてお願い

（3）【高齢介護課】

- ・高齢者見守りぼっくす ならはしについて
- ・東大和元気ゆうゆう体操マップについて
- ・地域ケア会議の協力依頼
- ・認知症サポーター養成講座について

- (4) 【健康課】
 - ・平成25年度健康づくり事業及び妊産婦乳幼児健康診査について
 - ・平成25年度予防接種について
- (5) 【ごみ対策課】
 - ・シンポジウム開催について
- (6) 【社会教育課】
 - ・東京国体について
 - ・スポーツ事業活性化委員会について
- (7) 【防災安全課】
 - ・東大和市水防訓練について
 - ・防災市民組織等の消火訓練における消防水利利用基準（東大和市）について
- (8) 【北多摩西部消防署】
 - ・管内状況について
- (9) 【東大和警察署】
 - ・管内状況について

議事 司会：子ども生活部長

1 市長あいさつ

皆様こんばんは。

平成25年度自治会長等会議の開催にあたりまして、一言ご挨拶をさせていただきたいと存じます。

お集まりの皆様には日ごろより東大和市行政に対しまして、多大なご理解とご協力を賜りますこと、厚く御礼申し上げます。

地域の防災をはじめ、防犯、環境維持、地域の交流など、安全・安心なまちづくりを推進していくためには自治会やマンション管理組合の皆様のご協力を欠かすことができないと考えております。

昨年の自治会長等会議で、自治防災組織の結成等防災体制の強化について事例を発表をしていただき、自分達のまちは自分達で守るという意識が生かされた報告を受け、自治活動の機運の高まりを感じているところでございます。また本日は、地域防災力の向上を図られた実践例の報告いただけると伺っております。それぞれの地域が違っている個性のある地域となっていると思っております。それぞれの地域に合った形でまちづくりを進めていければと思っております。またそれぞれの地域が一つにまとまって東大和市の個性ができると考えております。

これからも皆様方と一緒にしっかりとまちづくりを進めていければと考えておりますので、どうぞ皆様方のご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。

2 副市長紹介、事務局紹介

3 報告

(1) 「東大和市の自治会活性化への取組み」前年度の自治会の取組み (資料2)

- ・東京都事業「地域の底力再生事業助成」制度の助成金活用
「初期消火訓練で地域の防災力の向上を図る事業」

南街二丁目協和三自治会 会長：^{おおかわら}大河原 ^{いさお}薫氏

<<南街二丁目協和三自治会について >>

南街二丁目協和三自治会は、第二小学校を中心として約400程の世帯のうち、70世帯ほどの方が会員として現在活動に参加しています。

この地区は戸建ての住宅が多く道路が非常に狭いので、もし火災が発生した場合、消防車が入れる路地が少ないため、火災に対しては非常に神経質となっています。

<<地域の底力再生事業利用まで>>

第一光ヶ丘自治会で半年ほど前、東京都の助成金を申請され(スタンドパイプを)導入され北多摩西部消防署で実際に操作をされたのを拝見し、それを自治会に持ち帰りまして、初期消火に有効であることを役員会で諮り、導入を決定し第一歩を踏み出しました。

自分達の地域は火災の危険度が高い地域であることを消防署から言われており、それに対してどのような取り組みができるか検討した結果、たまたまスタンドパイプを知り、良いものであつ

たため、取組みに入ったわけでした。

そこで昨年 10 月に東京都へ助成申請をし、12 月に交付決定がされました。交付決定に基づき業者に発注し今年の 1 月に納品され導入されました。

<<スタンドパイプとは>>

スタンドパイプを御存じの方もいらっしゃるかとは思いますが、各地域の道路に設置されている消火栓を利用して初期消火にあたる器具であり、初期消火に有効であることが確認できております。

操作については、道路に設置されています消火栓にホースを接続し放水をして初期消火を行うものです。

<<初期消火訓練に至るまで >>

今年の 1 月に導入されたスタンドパイプの操作につきましては、我々は全くの素人でありますので、消防団第 7 分団の方に訓練実施のご指導・ご協力を要請しました。市役所の防災安全課にも「防火訓練を行う」と相談したところ、いろいろご指導いただきました。さらに消防署並びに東大和警察署には、いろいろ届出は必要ですので、それを行い 2 月 3 日に消防訓練を実施しました。

スタンドパイプの操作自体は難しいものではないのですが、道路に消火栓が設置されていない場合は使うことはできないわけです。この消火栓が設置されているマンホールは、黄色いペンキが塗ってございます。このマンホールについては、私共の自治会のエリアには約 10 カ所確認しております。防災マップに消火栓の位置が表示されておりますから、皆さまの自治会の中で何カ所くらいあるかというのは、それで把握できると思います。

スタンドパイプをどう使うかということ、マンホールのふたを開けまして、消火栓にホースを接続します。ホースはだいたい 2 本付いていて、1 本が約 20 メートルありますので半径 40 メートルの範囲がホースでカバーできます。放水を始めると、だいたい 40～50 メートルは水圧によって放水が出来るわけです。10 カ所で円を描いていきますと概ね私共の自治会でもエリアを十分カバーできることが確認されております。20 メートルのホースを何本か接続して延ばすことはできませんが、あまり延ばすと水圧が足りなくなるので 2～3 本が適当ではないかと思えます。

スタンドパイプを操作（訓練）するにあたり、技術的な訓練は第七分団の方にご指導を受け訓練をしました。

また、消火栓を使うということは水を使うということなので、市の防災安全課へ消防水利の利用基準に基づいて届出が必要となります。併せて消防署へ訓練についての計画を届け出ます。その後、消火栓で放水訓練をする時には道路を使用する訳ですから、警察に道路交通法に基づく道路の使用許可が必要となります。このような手続きをふんで初めて訓練が可能になった経過がございます。この手続きの中で、一番手間がかかるのが、警察署での道路の使用許可の手続きが一番手間取ったと思います。訓練の一週間前までには届出をして許可をとっておかないといけなく、道路を使用するには詳細な図面を提出しなければならないということもございますので、訓練を行う場合には、下調べをしてから届出をされた方がロスが少なくてすむかと思えます。

もう 1 つには、道路の使用許可を得るためには、1 回につき 2,000 円の経費がかかります。定期的に訓練を行うときにはその都度 2,000 円がかかるという訳です。

<<訓練をしてみてわかったこと>>

消火栓を使うには、消火栓（マンホール）のふたを開ける道具で開けるのですが、重量があり女性ではちょっと無理であり、男性でも一人でふたを開けるには大変であるということです。

したがって、女性には放水訓練時の初動のマンホールのふたを開けるのは困難であろうと想定されます。

それからもう1つ、放水をする訓練の場所です。

民家に向かってはできませんし、道路に向かって放水するとしても車や人間が通っている訳ですから相当事前に準備しておかなければなりません。

《今後について》

実際導入してみますと細かい点が出てまいりました。

今年度中にはスタンドパイプの操作マニュアルを早急に作成し、会員の方に配布して次回の訓練の時にはマニュアルを基に訓練を行いたいと思っております。

マニュアルについては、消防団の方や消防署の方にご指導を仰ぎながら作成し、有効活用していきたいと思っております。

それと、スタンドパイプ導入後の置き場所の問題ですが、私共はたまたま自前の集会施設を持っておりましてそこへ格納しているのですが、集会施設の鍵は会長と副会長が持っている訳です。

そうすると緊急時、会長・副会長がいれば良いのですが、不在時に十分活用できないということがあるので、いざという時に十分機能を発揮させるような保管も必要ではないかと思っております。

スタンドパイプ導入後の具体的変化についてはまだ申し上げる状況ではありませんが、会員の中では、自分達の自治会でこういうものを常備しているんだということで、一つの大きな安心にもつながるし、また初期消火の重要性についても認識が深まったのではないかと思っております。

今後訓練を重ねるごとにそれらの意識が高まって地域の火災に対する認識が深まってくるのではないかと思います。

かといって、初期消火はあくまで消防署や消防団の方が駆けつけてくるまでの間の対応でありますので、本格的な消火にあたっては消防署や消防団の方々をお願いすることで、我々はスタンドパイプを利用して初期消火に対応するという考え方でおります。

《最後に》

以上が雑駁ではございますが、助成金を受けてスタンドパイプを導入し、訓練をした経過の一端でございます。

私共自治会は、防災については南街・桜が丘の防災協議会のメンバーの一員になっております。

そのメンバーとして防災協議会の防災訓練等に積極的に参加しながら防災活動に努めています。

参考に私共自治会が日頃どのような活動をしているかですが、年に3つか4つの大きなイベントを実施しております。

1つには夏休みに子供さんたちに対しての朝のラジオ体操、夕涼み会、それから暮れになりますと餅つき大会や防災パトロールを独自に実施しています。

東京都からの助成金を有効に活用してスタンドパイプを導入した訳ですから、これを十分に活用して地域の防災に少しでも役立てればと思っております。

雑駁ではございますが、以上でございます。

質問：

助成金があるように聞いているのですが、どの位の金額か？

回答：

自治会に対しては、1件20万円でございます。たまたまスタンドパイプが20万円ですので、自治会としての財政的な自己負担はございませんでした。

質問：

道路の使用許可で 2000 円かかったとの話でしたが、公共の自治会が行う行事でも 2000 円はかかるのでしょうか？無料でも良いのではないかと思うのですが。

回答：

私共もそう思っていますが、これから調べてみないと免除があるかないかは、わかりません。

(他自治会より情報提供)

道路占有許可について、自治会祭を行っていますが、神輿をやるのに 2000 円払っています。

(他自治会より情報提供)

子どもを通しての行事については学校長に書類を書いてもらって減免はしています。自治会の時には、学校長に書類を書いてもらえないとは思いますが。青少対では学校長に書いてもらって減免していますが、それ以外のものは警察に払うようになっております。

質問：

自治会で購入したとして、実際消火訓練をする場合、条件的に放水できないケースもあると思うがその場合、例えば自治会として初期消火訓練をできるような環境づくりをするのか、あるいは場合によっては市の方で訓練の適当な場所を提供するとか、そのようなことは考えているのか？

回答：

私共では、第 1 回目の訓練を実施するに際し放水場所を検討し、消火栓が自治会集会所に一番近いところに 1 か所あり、そこにたまたま東大和病院の駐車場が広がっていたわけです。

東大和病院の事務長に駐車場への放水についてお願いをし、了承を得て放水訓練を行いました。

後ほど、駐車場の持ち主の方より病院には駐車場として貸しているのであり、放水訓練のためではないとのお話があったようで、今後はお貸しできないとの話が東大和病院よりありました。

放水訓練の場所の選定については、今後考えていかなければならないと思います。

(司会より)：先ほどの減免の件と併せて、後ほど防災安全課よりご回答をさせていただきますのでご了承いただければと思います。

質問：

貴自治会での訓練の結果、うまくいきましたか？

回答：

うまくいったと思っています。

これについては、東京都の助成金を受けた関係上、最終的には実績報告をしなければならないわけです。それについては写真も資料として提出するということでございます。その写真も資料として配布されているようですので、結果的にはうまくいったと思っています。

質問：

東京都からの助成金を受ける書類等はどこにありますか？

回答：

各自治会長さんに配布されています「地域の底力再生事業助成ガイドライン」パンフレットに手続きの方法や様式等については載っております。申請をするのにあたっては、ホームページより様式をダウンロードし申請もできますが、基本はパンフレットをご覧になれば詳細はわかりません。

質問：

このパンフレットは自治会長にだけ配られていますか？

回答（事務局）：

そうです。

配布は1冊のみだったので、ない場合には帰りに担当まで申し付けてください。

では、大河原会長に拍手をいただけたらと思います。

ありがとうございました。

(2) 【市民生活課】

- ・「東大和市の自治会活性化への取組み」前年度の市の取組み (資料3)
市民生活課 田村課長

平成24年度に行った市の取組み、平成25年度の取組みについて (資料3) を使って説明いたします。

《平成24年度の取組み》

4点について取組みをさせていただきました。

1点目は「自治会の手引き」「自治会加入のご案内」の配布になります。

自治会の手引きにつきましては、自治会を設立する方法や設立時に必要な会則の例などが掲載されておりますので、新しく自治会長になられた方・役員になられた方々の手引きとなるように作成いたしました。また、自治会加入のご案内につきましては、市民課におきまして転入される方にお渡ししております。今年度も引き続き転入者の方にはお配りしていきたいと考えております。

2点目は定期総会等の会場確保でございます。

24年度より集会施設をお持ちでない自治会限定で会場確保を行わせていただきました。

年に1回に限りでしたが、会場の事前予約を受け付けるようにいたしました。

3点目は市民協働講演会の実施でございます。

25年2月9日に「協働を考える～行政、住民、企業との協働～」というテーマで公益財団法人あしたの日本を創る協会新井様に講演をしていただきました。

25年度の講演につきましては検討中ですので、決まり次第ご案内させていただきます。

4点目は、大河原会長からお話がありました「地域の底力再生事業」の助成の情報提供を行わせていただきました。過去にもいくつかの自治会で助成制度を活用していただいております。

先ほど少し説明がありましたが、地域の課題解決のための取組みまたは東京都が取り組む特定施策の推進につながる取組みによって補助率、限度額が違うようですが各自治会活動にご利用いただける制度だと思っておりますのでぜひご活用ください。

参考として、自治会の加入率の状況、平成23年4月1日と平成24年4月1日の比較を載せさせていただきました。自治会の加入世帯数は増加をしたわけですが、分母になります世帯数が増えていますので、加入率としましては0.3ポイント減少となっております。

こちらの資料につきましては以上でございます。

4 連絡事項

(1) 【市民生活課】

・平成25度「地域の底力再生事業助成」について

先ほど市民生活課長より説明がございましたので、省略させていただきます。

・平成25度自治会補助金交付申請及び平成24度自治会補助金実績報告について ※自治会のみ

- (1) 平成24度自治会補助金実績報告書については、昨年度に申請いただいた全ての自治会に報告していただくことになります。金額については全て事務局で記載してあります。必ず決算報告書と一緒にご提出ください。
- (2) 平成25度自治会補助金交付申請書・請求書を提出してください。
- (3) 登録依頼書については、会長が変更になった自治会、振込口座に変更がある自治会は提出が必要です。
- (4) 委任状は、「口座振替を希望する自治会で、口座名義人が会長以外の場合」「現金払いで会長以外の方が受け取りに来る場合」は必要になります。

その他

- ・6月21日（金）までにご提出ください。
- ・印鑑は自動浸透印を使用しないでください。
- ・訂正する場合には修正液等を使用せず、二重線を引いて訂正印を押印してください。
- ・会長以外の方が補助金の手続きを担当されている自治会は、申請書の余白に担当者の住所・氏名・電話番号などの連絡先を記入してください。
- ・補助金交付請求書、委任状には日付を記入しないでください。手続きの際に事務局で記入します。
- ・ゆうちょ銀行をご利用の自治会につきましては、支店名・口座番号の読み替えが必要となりますのでご注意ください。
- ・印鑑を押印した書類については捨印のご協力をお願いします。

(※事務局注：補助金申請の詳細な説明については省略します)

・自治会長等 登録・変更届について

開催通知と合わせ、4月19日時点で提出されていなかった自治会・マンション管理組合に送付させていただきました。この間にすでに提出していただいた自治会については重複してしまい申し訳ありませんでした。自治会長が変更になった場合、また、継続のされている方も個人情報扱いについて確認させていただいております都合上、毎年のご提出をお願いします。

・自治会の定期総会等を目的とした市民センター等の平成26年度利用に係る事前予約について（資料4）※自治会のみ

集会施設の維持管理に要する費用に対する補助金を受けていない自治会に限り、定期総会等の人数が多いため会場の確保が困難な事業の場合等、1年間（4月から翌年3月）につき1回を限度として予約ができます。平成26年度（平成26年4月～）の事前予約については平成25年12月2日（月）午前9時から受け付けます。

貸し出しできる施設は、奈良橋・桜が丘・向原・清原の各市民センター、新堀地区会館、清水・

芋窪・仲原・湖畔の各集会所となっております。

施設の管理上、貸出しが困難な場合があるので必ず事前に市民生活課までご連絡ください。

また、事前予約の条件等については試行段階のため、今後、予約方法等が変更することもありますのでご了承ください。

・マンション管理組合へのお願い（資料5）※マンション管理組合のみ

管理組合の連絡先等、変更がありましたら自治会長等 登録・変更届の提出をお願いします。また、自治会を設立しますと東京都の助成金を活用できます。自治会の設立にご協力いただきますようお願いいたします。

・その他

当日に配布した資料の説明

・『自治会の手引き』

・『自治会加入のご案内』

については市民生活課 市民協働係までご連絡ください。

・男女共同参画映画会のご案内（資料6）（事務局注：すでに終了しました）

・男女共同参画川柳の募集のご案内（資料7）

については市民生活課 消費・共同参画係までご連絡ください。

（2）【福祉推進課・日本赤十字社】

・日赤募金についてお願い（日本赤十字社 東京都支部 代 赤十字社員課長）

日頃から赤十字活動に対し、自治会長の皆さまにはご協力を頂きまして、心より感謝を申し上げます。本日は日本赤十字社の活動支援のご協力のお願いに参りました。

日本赤十字社では毎年5月を赤十字運動月間として皆さまに活動を PR するとともに活動資金のご協力をお願いしているところです。昨年度は12億円を超えるご協力を頂きました。ありがとうございました。

東日本大震災から2年が経過しましたが、この時にたくさんの大事なものを失ってしまいましたが教訓としまして、災害には備えが大切だということを得ることが出来ました。

そのため災害に備えることを重点にセミナー等を行っております。

その他赤十字では、医療事業・血液事業・奉仕団・青少年赤十字の育成に取り組んでおります。

これらの事業を行うために資金が必要ですので、また今年度も11億8千万円を目標額とさせていただきます。今年も昨年同様ご協力をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

（3）【高齢介護課】

（※事務局注：詳細な内容については資料に沿って説明）

・高齢者見守りぼっくすについて（資料8）

高齢者の在宅生活の安心を確保するために見守り支援を専門とした窓口として、平成25年4月より開設しました。

担当地区は、3年かけて市内全域となる予定です。

（今年度は、多摩湖・芋窪・蔵敷・奈良橋・湖畔・高木・狭山・上北台1～2丁目）

専門の相談員が配置されているので、近所に心配な人がいるときにも相談してください。

・高齢者ほっと支援センター及び高齢者見守りぼっくすへの情報提供について(資料9)

地域で連携をしていきたいということから、自治会長様にご連絡を取らせていただく関係を取りたいと思っています。

回答書を一緒の返信用の封筒にて6/14(金)までに回答をお願いいたします。

・東大和元気ゆうゆう体操マップについて(資料10)

市内7カ所で体操を行っています。

ぜひ、お近くの方にお声をかけていただいて、お誘いいただければと思います。

・認知症サポーター養成講座について(資料11)

市では、老人クラブ・自治会・企業等団体向けに講習を実施しています。

認知症について、また地域で一緒に生活する上でのサポート等、1時間半ほどDVDや事例を交えて紹介するものです。

場所は団体で確保していただきます。時間は原則日中ですが、夜間希望の場合はご相談ください。よろしくお願いたします。

(4)【健康課】

・平成25年度健康づくり事業及び妊産婦乳幼児健康診査、予防接種について(資料12)

平成25年における、健診等の年間予定表となっております。

25年度の定期予防接種になる予定のワクチン(Hib感染症、小児の肺炎球菌感染症、子宮頸がん予防ワクチンについては、定期予防接種となったので、予定ではなくなりました)

上記チラシについては、市役所ロビー・保健センター窓口・公民館に置いてありますのでご覧ください。

また、地域のサークルや団体の勉強会に保健師・歯科衛生士・栄養士が講師として出向いて講習いたしますので、健康に関する勉強会の予定がありましたら、保健係までご連絡ください。

質問：予定表を回覧では時間がかかるため、各家庭に配りたい。世帯分をいただくことはできますか？

回答：実施日の入る前のものは、3/15号の市報に掲載しているが、実施日の入ったものは現在全戸配布はしていません。来年度以降検討していきたいと思っています。

(5)【ごみ対策課】

・ごみ減量シンポジウムについて(資料13)

7/7(日)午前9時半～12時まで、ハミングホールにおいて「ごみ減量シンポジウム」を行います。(事務局注：すでに終了しました)

チラシを回覧部数ご用意したので、回覧をしていただければと思います。

(6)【社会教育課】

・東京国体について(クリアホルダー内資料)

今年は東京国体とふれあい市民運動会の開催時期が重なり、ふれあい市民運動会を中止とさせていただきます。会員の皆さまへの周知、ありがとうございました。

東京国体のボランティアにつきましては、9/28（土）～10/3（木）までお願いをしているところですが、なかなか集まらない状況です。

ボランティアの内容については、競技会場の受付・案内、会場の整理、おもてなしコーナー、観光案内等を考えております。

ぜひ7/31（水）までにお申し込みをいただければと思います。

よろしくお願いいたします。

・スポーツ行事活性化委員会について（資料14）

今年度につきましてはふれあい市民運動会がお休みとなりますので、来年度実施する予定の行事について、スポーツ行事活性化委員会を設置いたしました。

自治会からの選出委員については、現在調整をはかっているところです。

スケジュールとしては、6月に委員会を立ち上げまして、12月までには一定の結論を出していきたいと考えますのでよろしくお願いいたします。

（7）【防災安全課】

・東大和市水防訓練について（資料15）

6/9（日）午前9時～11時まで、市役所において水防訓練を行います。

（事務局注：すでに終了しました）

見学ができますので、どうぞよろしくお願いいたします。

・防災市民組織等の消火訓練における消防水利利用基準（資料16）

市民の方や自治会等で防災機材を独自で揃え、その機材を利用して消防訓練を行ったり、実際の消火活動を行う場合の注意事項や、安全に活動されるように平成24年度より消防水利利用基準を作成いたしました。

消防訓練を行う場合、計画される段階で市の防災安全課もしくは北多摩西部消防署の方に事前にご相談いただきまして、訓練の届出を求めさせていただいております。

（※事務局注：内容等については資料に沿って説明）

あくまで、地域の皆さまの身の安全が図られるとの前提で、消防訓練、災害時の利用を想定しています。災害時、火災が発生した場合には火災を消火するのは消防機関の職員となりますので、各自治会で消防機材を用意されて訓練された場合でも実際の消火活動に関しましては消防職員の活動の支障のない範囲で活動していただくのが前提となっております。

《すでに出ている質問について》

道路使用許可については、訓練実施団体様が警察署に申請を行っていただき、所定の手数料が必要となります。防災訓練目的でも訓練実施団体様の負担になると警察署より説明を聞いています。

ただ、公共的な目的での使用なので免除にならないかとの相談は従前よりあります。そのあたりは警察署に要望が多数あるということで市でも声をだして今後何かしら良い方法が出ないか検討していきたいと思っております。

訓練の実施場所につきましては、放水をしますので一定以上の広さが必要になると思いますが、市の持っている敷地で訓練してよいという場所はありません。実際は地域の公園や学校の敷地等が訓練会場の候補になるかと思っております。

昨年度、第八小学校で地域と学校の合同訓練を行った際に北側の公園を使用したと伺っており

ます。公園は目的外利用となるので申請をいただき、その公園を訓練会場に利用することも可能なので、そういった場所も訓練会場の候補になるかと思えます。

訓練会場については、その都度ご相談をいただきましたら、公園等のご紹介や、その他やり方など検討することは可能なので、消火訓練を行う場合は市の防災安全課もしくは北多摩西部消防署にご相談いただければと思います。

以上でございます。

(8)【北多摩西部消防署】

・管内状況について

電気火災について

今年に入って管内で電気に起因する火災が発生しています。

コンセントにさしたプラグに埃が溜り、湿気等でスパーク現象が起き、火事が起きてしまうことがあるので冷蔵庫の後ろなど、時々気にして埃が溜まっていたら掃除をしてください。

また、タンスでコンセントが潰されてしまうと、断線して火災になることもあるので、気を付けてください。

放火火災について

管内で放火と思われる火災が何件か起きています。

放火されない環境が大切なので、家の周りにゴミ等火を付けやすいものを置かない、外灯等つけて暗い場所をつくらない、近所で協力して声をかけあって注意するなどしていただければと思います。

(9)【東大和警察署】

・管内状況について

管内の犯罪発生状況について

昨日現在で（昨年比）94件のマイナスとなっています。ここ11年間、犯罪の発生は減少しています。

警察力だけでは治安が守れないのが現状でありまして、自治会等ボランティアの防犯活動・パトロール等が犯罪の未然防止につながっていると考えております。ありがとうございます。

犯罪の種類ですが、今年は、侵入強盗が1件（犯人逮捕済み）、ひったくりが6件、侵入盗が13件発生しています。また、振り込め詐欺は東大和市管内で5件発生しています。

最近発生した振り込め詐欺（最近は「母さん助けて詐欺」という名称）の手口を説明します。

被害金額：860万円

被害者：年齢58歳

前日、息子より「風邪をひいた。（ガラガラ声であった）携帯電話を落としたので番号が変わった。との連絡があった。

翌日また連絡があり、「会社のお金を使い込んでしまった。明日会社で監査がある。800万円位何とかならないか」との話があった。

銀行でお金をおろし、家の近くの公共機関の前で待ち合わせをし、取りに来た息子の会社の人に渡してしまった。

現在、銀行では高齢者が300万円おろす場合は、警察に通報してもらうこととしている。

今回については、年齢的・また保険の振込をしており、行員は大丈夫と思い警察には通報しな

かったとのことであつた。

また今までは銀行から銀行への振込みであつたが、最近振込みではなく手渡しが多いです。

実は今日もそのような通報があり、銀行でとめてくれ、900万円が被害に合わずに済みました。

まだまだそのような電話が入っていますので、皆様の自治会でも被害に合わないようにお気を付けください。

司会： 以上をもちまして、予定しておりました報告案件は終了いたしました。
全体を通して何かご質問等ございますか？

質問：

市民センターの事前予約について。

事前予約の条件が（１）定期総会等で人数が多いため会場の確保が困難な場合 （２）講習会等で講師との調整のため会場を確保する必要がある場合、いずれかとあるのですが、年1回となると定期総会で終わってしまう。自治会の中で年1回くらい大きな講演会をやるかどうかの計画があつても事前予約が利用できないという不都合があるので、少なくとも年間2回は事前予約を利用できないか検討していただけないか。

回答：

他の方の利用もあるので、年に1回を原則とさせていただいています。

2回、3回となると一般利用の方の妨げになってしまいますので、今はこのようにさせていただきたいと思います。今後検討させていただきたいと思いますので、今のところは原則1回ということをお願いいたします。

質問：

ちゃんとした自治会であれば、定期総会は必ずやっていると思います。定期総会で事前予約を利用すると、（２）の講習会等はほとんど意味がなくなると思うので、事前予約をあと1回ほどプラスすることはできないですか。

回答：

ご要望として受けさせていただきます。こちらの方で検討させていただき、お答えは後日ということさせていただきます。

質問：

事前予約について、南街公民館と上北台公民館は公民館だからダメということは、縦割り行政の典型的なものだと思います。

例えば、南街ですと一番自治会の多い地域だと思います。

南街公民館、上北台公民館につきましても、同じような処置でお願いしたい。

公民館でも南街市民センターとして看板が出ています。ですから、管轄・所轄が違いますが、使う人の目的とか使用用途は全く同じなのですから、即、考えていただきたいと思っています。

回答：

地区集会所と公民館ということで、利用される方にとっては区別がつきにくい施設ではございますが、一応区別をさせていただいております。

この件につきましても、ご要望として受けさせていただきます。

質問：

色々な集会所で自治会以外に個人のサークルがあり、とにかくこまめに利用されている団体があります。これもそれなりの役割があると思うのですが、ぜひいろいろな集会施設を使っている状況を視察していただくことがある意味、解決につながると思います。

ごみ減量の内容についても、現場をまわっていただくといろいろな事がわかりますので、ぜひ地域の実態把握をお願いしたいと思います。

回答：

ご要望ということでお受けいたします。

司会： それでは、最後に小島副市長のほうからご挨拶をさせていただきます。

副市長挨拶

皆さん、長時間にわたりまして自治会長等会議に出席をしていただきまして誠にありがとうございます。

今、ご要望いただきました。聞かせていただく限り、無理な要望ではないことは良くわかります。こちらもよく検討して、早く回答させていただきたいと思っております。

また今日は、南街二丁目協和三自治会の大河原会長におかれましては、「地域の底力再生事業」の取組みのご報告をいただきました。2時間余りの会議の中で、皆さんが一番熱心に聞かれていたのが会長さんのご報告だったと思います。本当にありがとうございました。

本来ですと、公助ということで市が積極的に何かできるといいのですが、3・11の教訓としてなかなか公助だけではあてにならないということがございまして、自助、共助の必要性が最近問われています。そういった意味で皆さま方の取組みに市の方も期待をするわけでございますが、行政も精一杯前を向いて、皆さんと力を合わせて努力していきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

お願いとお礼だけですけれども、これで簡単ですがあいさつとさせていただきます。

長時間、ありがとうございました。